錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応する。

⑵　従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

⑶　危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

⑷　錯誤捕獲の防止

ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制の整備に努める。

３－２　許可権限の市町村長への委譲

都道府県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、対象とする市町村や種を限定した上で、条例又は鳥獣被害防止特措法に基づいて、適切に市町村長に委譲され、特定計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努める。

また、絶滅のおそれのある地域個体群又は保護の必要性が高い種若しくは地域個体群に係る捕獲許可の権限を市町村長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護が求められる場合は、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮する。

都道府県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法、規則、基本指針及び鳥獣保護管理事業計画に従った適切な業務の施行並びに都道府県知事に対する許可事務の執行状況の報告が行われるよう助言する。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図る等により制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

３－３　鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

⑴　登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。

⑵　平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

⑶　装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。

⑷　愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより１人が複数の個体を飼養する等、不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

３－４　販売禁止鳥獣等の販売許可

⑴　許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可する。

ア　販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ　捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

⑵　許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

３－５　住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、捕獲許可のほか、法第38条の２第１項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、麻酔薬の種類及び量により危険猟法に該当する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得る。

第五　特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

鳥獣保護管理事業計画には、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域、猟区並びに指定猟法禁止区域に関する事項として以下の事項を盛り込む。

１　特定猟具使用禁止区域

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。

⑴　銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第４条第６項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

⑵　静穏を保持するための地区

法第９条第３項第４号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

⑶　わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

２　特定猟具使用制限区域

特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができるとされている。とりわけ、休猟区解除後の区域については、狩猟者の集中的入猟が予想されるので、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するように努める。

３　猟区

⑴　猟区の設定

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の整備拡大を図るため、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮する。

ア　狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ている等、管理経営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認める。

イ　会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、管轄する都道府県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。